政令

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第十六号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
国土交通大臣　石井　啓一